

新年のぞあいさつ



医療費控除について
(確定申告)

明けまして、おめでとうございます。

昨年中は、大変お世話になりました。

今年もスタッフ一同、頑張っていますので、何卒よろしくお願い致します。

今年も健康が第一ですが、もしH26中に医療費の支払が10万円を超えている場合は、確定申告で所得税の医療費控除が受けれます。(もしくは、合計所得の5%を超えている場合)

医療費とは、病院で支払った治療費(生命保険や高額療養費などで給付された金額は差し引かれます。)の他、市販されている風邪薬なども一部は含まれます。

また、歯の治療代の保険のきかない自由診療のものでも、一般的に支出される水準を著しく超える特殊なものを除き原則として医療費控除の対象となります。

発育中の子供の成長を阻害しないようにするための歯列矯正の場合、医療費控除の対象となります。

(同じ歯列矯正でも、容ぼうを美化するための費用は対象外です。)

⊗ 詳しくは、国税庁のホームページもご覧ください。

自由診療については、対象外と思っ込んでいたが、子供の矯正費用を申告してみようと思っました。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。

